

介護福祉士実務者養成施設の申請及び届出等について

事 項		【計画書】 9ヶ月前(※1)	【申請書】 3ヶ月前	【届出書】 1ヶ月以内	
新規設置		○	○		
変更	学則	修業年限	○		
		養成課程	○		
		入学定員	増加	○	
			減少		○
		学級数	○	○	
	学則（その他）			○	
	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図(※2)			○	
	通信課程を行う地域（通信）			○	
	添削その他指導の方法（通信）(※3)			○	
	設置者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地				○
	養成施設の名称及び主たる事務所の所在地				○
	養成施設長				○
	カリキュラム				○
	教員（専任教員、教員要件のある科目を担当する教員）				○(※4)
実施施設(※3)				○	
実習指導者				○	
指定取消			○(※5)		
業務報告（令5条）		毎年5月末までに報告			

- ※1 介護福祉士養成施設等の指定を受けている養成施設は、8ヶ月前までの提出で可。  
計画書が必要な申請は、計画書提出・審査→申請書提出の流れとなる。
- ※2 教室の改修・追加・閉鎖（移転は旧教質の閉鎖及び新教室の追加）を指す。通信課程において面接授業会場等を変更する場合も含む。
- ※3 紙添削から電子添削に変えるケースも含む。
- ※4 教員の変更届については、変更日以前に届出をすること。
- ※5 規則上、提出期限の定めはないが、可能な限り6ヶ月前までの申請をすること。